

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第16号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和31年岩手県規則第84号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(里親登録の申請)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 親族里親になろうとする者は、別に定める様式による親族里親登録申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 法第34条の20第1項各号<u>（親族里親になろうとする者の同居人にあつては、同項第1号を除く。）</u>のいずれにも該当しない者であることを証する書類</p> <p>(4) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(費用の徴収)</p> <p>第23条 広域振興局長又は法第27条第1項第3号及び第2項に規定する措置並びに児童自立生活援助の実施に要する費用の徴収を行う福祉総合相談センター所長若しくは児童相談所長（以下「広域振興局長等」という。）は、法第56条第2項の規定に基づき、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、次の各号に掲げる事務に要する費用について、当該各号に定める額を徴収しなければならない。</p> <p>(1) 助産の実施、母子保護の実施、法第27条第1項第3号及び第2項に規定する措置並びに児童自立生活援助の実施（以下「措置等」という。） 別表第1に定める額</p> <p>(2) 法第20条第1項に規定する措置 別表第2に定める額</p> | <p>(里親登録の申請)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 親族里親になろうとする者は、別に定める様式による親族里親登録申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 法第34条の20第1項各号のいずれにも該当しない者であることを証する書類</p> <p>(4) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(費用の徴収)</p> <p>第23条 広域振興局長又は法第27条第1項第3号及び第2項に規定する措置並びに児童自立生活援助の実施に要する費用の徴収を行う福祉総合相談センター所長若しくは児童相談所長（以下「広域振興局長等」という。）は、法第56条第2項の規定に基づき、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、次の各号に掲げる事務に要する費用について、当該各号に定める額を徴収しなければならない。</p> <p>(1) 助産の実施、母子保護の実施、法第27条第1項第3号に規定する措置<u>（障害児入所施設に入所させる措置を除く。）</u>及び児童自立生活援助の実施（以下「措置等」という。） 別表第1に定める額</p> <p>(2) 法第27条第1項第3号に規定する措置（障害児入所施設に入所させる措置に限る。）及び同条第2項に規定する措置（別表第2においてこれらを単に「措置」という。） 別表第2に定める額</p> <p>(3) 法第20条第1項に規定する措置 別表第3に定める額</p> |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | |

別表第1を次のように改める。

別表第1（第23条関係）

徴収額

| | | |
|-------------------------|------|----------------|
| 各月初日の措置等の対象者の属する世帯の階層区分 | 入所施設 | 児童自立生活援助事業所及び母 |
|-------------------------|------|----------------|

| | | | | 子生活支援施設 | |
|-----------------|---|----------------------|--|--|----------|
| 階層 区分 | 定 義 | | 徴収額 (月額) | 徴収額 (月額) | 徴収額 (月額) |
| A | 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている世帯 | | 円 0 | 円 0 | |
| B | A階層を除いた当該年度分の市町村民税の非課税世帯 | | 2,200 | 1,100 | |
| C | A階層を除いた当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯 | | 4,500 | 2,200 | |
| D ₁ | A階層及びC階層を除いた当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯 | 9,000円以下 | 6,600 | 3,300 | |
| D ₂ | | 9,001円から27,000円まで | 9,000 | 4,500 | |
| D ₃ | | 27,001円から57,000円まで | 13,500 | 6,700 | |
| D ₄ | | 57,001円から93,000円まで | 18,700 | 9,300 | |
| D ₅ | | 93,001円から177,300円まで | 29,000 | 14,500 | |
| D ₆ | | 177,301円から258,100円まで | その月における当該対象者に係る措置等に要する費用の支弁額（その額が41,200円を超えるときは、41,200円） | 20,600 | |
| D ₇ | | 258,101円から348,100円まで | その月における当該対象者に係る措置等に要する費用の支弁額（その額が54,200円を超えるときは、54,200円） | その月における当該対象者に係る措置等に要する費用の支弁額（その額が27,100円を超えるときは、27,100円） | |
| D ₈ | | 348,101円から456,100円まで | その月における当該対象者に係る措置等に要する費用の支弁額（その額が68,700円を超えるときは、68,700円） | その月における当該対象者に係る措置等に要する費用の支弁額（その額が34,300円を超えるときは、34,300円） | |
| D ₉ | | 456,101円から583,200円まで | その月における当該対象者に係る措置等に要する費用の支弁額（その額が85,000円を超えるときは、85,000円） | その月における当該対象者に係る措置等に要する費用の支弁額（その額が42,500円を超えるときは、42,500円） | |
| D ₁₀ | | 583,201円から704,000円まで | その月における当該対象者に係る措置等に要する費用の支弁額（その額が102,900円を超えるときは、102,900円） | その月における当該対象者に係る措置等に要する費用の支弁額（その額が51,400円を超えるときは、51,400円） | |
| D ₁₁ | | 704,101円から852,000円まで | その月における当該対象者に係 | その月における当該対象者に係 | |

| | | | |
|-----------------|------------------------------|--|--|
| | | る措置等に要する費用の支弁額 (その額が122,500円を超えると きは、122,500円) | る措置等に要する費用の支弁額 (その額が61,200円を超えると きは、61,200円) |
| D ₁₂ | 852,001円から1,044,000円ま で | その月における当該対象者に係 る措置等に要する費用の支弁額 (その額が143,800円を超えると きは、143,800円) | その月における当該対象者に係 る措置等に要する費用の支弁額 (その額が71,900円を超えると きは、71,900円) |
| D ₁₃ | 1,044,001円から1,225,500円 まで | その月における当該対象者に係 る措置等に要する費用の支弁額 (その額が166,600円を超えると きは、166,600円) | その月における当該対象者に係 る措置等に要する費用の支弁額 (その額が83,300円を超えると きは、83,300円) |
| D ₁₄ | 1,225,501円から1,426,500円 まで | その月における当該対象者に係 る措置等に要する費用の支弁額 (その額が191,200円を超えると きは、191,200円) | その月における当該対象者に係 る措置等に要する費用の支弁額 (その額が95,600円を超えると きは、95,600円) |
| D ₁₅ | 1,426,501円以上 | その月における当該対象者に係 る措置等に要する費用の支弁額 | その月における当該対象者に係 る措置等に要する費用の支弁額 |

備考1 この表のCの階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D₁からD₁₅までの階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割の額をいう。

2 所得割の額の算定方法は、次に定めるところによる。

- (1) 地方税法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。
- (2) 令和元年6月30日から引き続き措置等が行われている当該対象者が属する世帯については、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。
- (3) 措置等の対象者又は当該対象者の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- (4) 措置等の対象者又は当該対象者の属する世帯の扶養義務者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次に定めるところとする。

ア 地方税法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

- 3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、小規模住居型児童養育事業所及び里親をいう。
- 4 法第50条第6号の2、第7号及び第7号の3に規定する費用から別に定めるところによる民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童（者）処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、里親手当、保育機能強化加算費及び一時保護実施特別加算費を控除した額がこの表に定める額に満たない場合は、当該控除した額をもってこの表に定める額とする。
- 5 児童の属する世帯の階層区分がBの階層と認定された世帯であっても、次の各号のいずれかに該当する場合においては、零をもってこの表に定める額とする。
- (1) 扶養義務者のいない世帯（児童自立生活援助事業所に措置された児童は、単身世帯とみなす。）
 - (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で、現に児童を扶養しているものの世帯
 - (3) 在宅の障害者（社会福祉施設に措置された者、法第24条の2第1項に規定する障害児入所給付費（以下「障害児入所給付費」という。）を支給する旨の決定の対象となる障害児、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する自立支援給付の受給者（同法第5条第6項、第7項及び第12項から第14項までに規定するサービスに限る。）又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）がいる世帯のうち、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者、知的障害者療育手帳交付規則（昭和49年岩手県規則第57号）に定める療育手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象となっている障害児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のいる世帯
 - (4) 保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると広域振興局長等が認めた世帯
- 6 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の徴収額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表に定める額に0.1を乗じて得た額をもってその児童等に係る額とする。ただし、措置等の対象者の属する世帯の扶養義務者が障害児入所給付費を支給されている場合は、当該対象者の世帯に係る徴収額については、次の計算式によって得た額（当該世帯における入所施設、児童自立生活援助事業所及び母子生活支援施設に措置された児童等並びに障害児入所給付費を支給する旨の決定の対象となる障害児（以下「施設入所児童等」という。）に係る額のうち、徴収額が全額徴収若しくは日割りであるものにあつては当該世帯における施設入所児童等に係る徴収額の合算額とし、障害児入所給付費を支給する旨の決定の対象となる障害児に係る徴収額であるものにあつては児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（平成20年岩手県規則第1号）による改正前の児童福祉法施行細則第23条第1項第1号の規定による徴収額とする。）を当該世帯に係る上限とし、その額がその月の利用者負担額（法第24条の7第1項に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は、当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等の利用者負担額との差額を当該世帯に係る徴収額とし、同項に規定する指定障害児入所施設等の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、零をもってこの表に定める額とする。
- 施設入所児童等に係る徴収額＋施設入所児童等に係る徴収額×0.1×（当該世帯における施設入所児童等の人数－1）
- 7 入所の措置がとられた妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額に、Bの階層にあつては20パーセント、Cの階層にあつては30パーセント、Dの階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円までの階層にあつては50パーセントをそれぞれ乗じて得た額をこの表に定める額に加えるものとし、この表に定める額は、その入所の措置がとられた日から解除される日までの期間に係る額とみなす。

8 この表のB、C及びD₁からD₁₅までの階層における4月1日から6月30日までの間に係る徴収額の取扱いについては、同表中「当該年度分」とあるのは、「前年度分」とする。

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第23条関係）

徴収額

| 各月初日の措置の対象者の属する世帯の階層区分 | | 入所施設 | |
|------------------------|---|--------------------------|---|
| 階層区分 | 定義 | 徴収額（月額） | |
| A | 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯 | 円 0 | |
| B | A階層を除いた当該年度分の市町村民税の非課税世帯 | 2,200 | |
| C | A階層を除いた当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯 | 4,500 | |
| D ₁ | A階層及びC階層を除いた当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯 | 12,000円以下 | 6,600 |
| D ₂ | | 12,001円から30,000円まで | 9,000 |
| D ₃ | | 30,001円から60,000円まで | 13,500 |
| D ₄ | | 60,001円から96,000円まで | 18,700 |
| D ₅ | | 96,001円から189,000円まで | 29,000 |
| D ₆ | | 189,001円から277,000円まで | その月における当該対象者に係る措置に要する費用の支弁額（その額が41,200円を超えるときは、41,200円） |
| D ₇ | | 277,001円から348,000円まで | その月における当該対象者に係る措置に要する費用の支弁額（その額が54,200円を超えるときは、54,200円） |
| D ₈ | | 348,001円から465,000円まで | その月における当該対象者に係る措置に要する費用の支弁額（その額が68,700円を超えるときは、68,700円） |
| D ₉ | | 465,001円から594,000円まで | その月における当該対象者に係る措置に要する費用の支弁額（その額が85,000円を超えるときは、85,000円） |
| D ₁₀ | | 594,001円から716,000円まで | その月における当該対象者に係る措置に要する費用の支弁額（その額が102,900円を超えるときは、102,900円） |
| D ₁₁ | | 716,001円から864,000円まで | その月における当該対象者に係る措置に要する費用の支弁額（その額が122,500円を超えるときは、122,500円） |
| D ₁₂ | | 864,001円から1,056,000円まで | その月における当該対象者に係る措置に要する費用の支弁額（その額が143,800円を超えるときは、143,800円） |
| D ₁₃ | | 1,056,001円から1,238,000円まで | その月における当該対象者に係る措置に要する費用の支弁額（その額が166,600円を超えるときは、166,600円） |
| D ₁₄ | | 1,238,001円から1,439,000円まで | その月における当該対象者に係る措置に要する費用の支弁額（その額が191,200円を超えるときは、191,200円） |
| D ₁₅ | | 1,439,001円以上 | その月における当該対象者に係る措置に要する費用の支弁額 |

備考1 この表のCの階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D₁

からD₁₅までの階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割の額をいう。

2 所得割の額の算定方法は、次に定めるところによる。

(1) 地方税法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。

(2) 扶養親族及び特定扶養親族があるときは、地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(3) 措置の対象者又は当該対象者の属する世帯の扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

(4) 措置の対象者又は当該対象者の属する世帯の扶養義務者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次に定めるところとする。

ア 地方税法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

3 この表の「入所施設」とは、障害児入所施設及び肢体不自由児又は重症心身障害児を入院させる指定発達支援医療機関をいう。

4 法第50条第7号及び第7号の2に規定する費用から別に定めるところによる民間施設給与等改善費、知的障害児自活訓練事業加算費及びスプリンクラー保守管理等費を控除した額がこの表に定める額に満たない場合は、当該控除した額をもってこの表に定める額とする。

5 児童の属する世帯の階層区分がBの階層と認定された世帯であっても、次の各号のいずれかに該当する場合においては、零をもってこの表に定める額とする。

(1) 扶養義務者のいない世帯

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で、現に児童を扶養しているものの世帯

(3) 在宅の障害者（社会福祉施設に措置された者、法第24条の2第1項に規定する障害児入所給付費を支給する旨の決定の対象となる障害児、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条に規定する自立支援給付の受給者（同法第5条第6項、第7項及び第12項から第14項までに規定するサービスに限る。）又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）がいる世帯のうち、身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者、知的障害者療育手帳交付規則に定める療育手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象となっている障害児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のいる世帯

(4) 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると広域振興局長等が認めた世帯

6 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の徴収額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表に定める額に0.1を乗じて得た額をもってその児童等に係る額とする。

7 措置の対象者が3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であつて小学校就学の始期に達するまでの間

にあるものである場合は、法第56条第2項の規定にかかわらず、当該対象者に係る措置に要する費用のうち実費負担に相当する部分を除いた部分については徴収しないこととする。

8 7の規定は、Bの階層と認定された世帯に属する措置の対象者が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過する前の障害児である場合についても同様とする。

9 この表のB、C及びD₁からD₁₅までの階層における4月1日から6月30日までの間に係る徴収額の取扱いについては、同表中「当該年度分」とあるのは、「前年度分」とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の児童福祉法施行細則（以下「改正後の規則」という。）別表第2の備考7及び8の規定は、令和元年10月1日から適用する。
- 2 改正後の規則別表第1の規定は、令和元年7月1日以後に開始された助産の実施、母子保護の実施、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に規定する措置（障害児入所施設に入所させる措置を除く。）及び児童自立生活援助の実施（以下「措置等」という。）並びに同日において現に行われている措置等のうち同日以後の期間に対応する分に係る徴収額について適用し、当該措置等のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に終了した措置等に係る徴収額については、なお従前の例による。この場合において、同日において現に行われている措置等のうち同日以後の期間に対応する分に係る徴収額は、改正後の規則別表第1の規定を適用した場合における徴収額とこの規則による改正前の児童福祉法施行細則別表第1の規定を適用した場合における徴収額とを比較していずれか少ない額とする。
- 3 改正後の規則別表第2（備考7及び8を除く。）の規定は、令和元年6月1日以後に開始された児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置（障害児入所施設に入所させる措置に限る。）及び同条第2項に規定する措置（以下これらを単に「措置」という。）並びに同日において現に行われている措置のうち同日以後の期間に対応する分に係る徴収額について適用し、当該措置のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に終了した措置に係る徴収額については、なお従前の例による。この場合において、同日において現に行われている措置のうち同日以後の期間に対応する分に係る徴収額は、改正後の規則別表第2の規定を適用した場合における徴収額とこの規則による改正前の児童福祉法施行細則別表第1の規定を適用した場合における徴収額とを比較していずれか少ない額とする。